

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6345770号
(P6345770)

(45) 発行日 平成30年6月20日(2018.6.20)

(24) 登録日 平成30年6月1日(2018.6.1)

(51) Int.Cl.

G06F 12/00 (2006.01)

F 1

G06F 12/00 533J
G06F 12/00 535Z
G06F 12/00 517

請求項の数 10 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2016-516632 (P2016-516632)
 (86) (22) 出願日 平成25年9月21日 (2013.9.21)
 (65) 公表番号 特表2016-523400 (P2016-523400A)
 (43) 公表日 平成28年8月8日 (2016.8.8)
 (86) 國際出願番号 PCT/US2013/061073
 (87) 國際公開番号 WO2014/193458
 (87) 國際公開日 平成26年12月4日 (2014.12.4)
 審査請求日 平成28年9月21日 (2016.9.21)
 (31) 優先権主張番号 13/904,979
 (32) 優先日 平成25年5月29日 (2013.5.29)
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(73) 特許権者 314015767
 マイクロソフト テクノロジー ライセンシング、エルエルシー
 アメリカ合衆国 ワシントン州 98052 レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ
 (74) 代理人 100140109
 弁理士 小野 新次郎
 (74) 代理人 100075270
 弁理士 小林 泰
 (74) 代理人 100101373
 弁理士 竹内 茂雄
 (74) 代理人 100118902
 弁理士 山本 修

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】同期フレームワークの拡張可能性

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ファイルの第1インスタンスを格納しているコンピューティングデバイス上で実行される同期フレームワークにアプリケーションの統合を提供する方法であって、前記コンピューティングデバイスは、ネットワークを介してクラウドサービスと通信可能であり、前記クラウドサービスは、前記ファイルの第2インスタンスを格納し、前記クラウドサービスは、同期エンジンを備え、前記方法は、

ある期間中に前記ファイルの前記第1インスタンスへの更新を許容すると共に前記第2インスタンスへの更新を許容するステップと、

前記期間中における前記ファイルの前記第1インスタンスと前記第2インスタンスへの更新に応答して、ネットワークを介して前記同期フレームワークと前記同期エンジンとの間で更新を交換することによって前記ファイルの前記第1インスタンスと前記ファイルの前記第2インスタンス間の同期を自動的に維持するステップであって、前記同期フレームワークは、前記コンピューティングデバイス上で実行される任意のアプリケーションが前記同期フレームワークと通信することを可能にするインターフェイス又はAPI(アプリケーションプログラミングインターフェイス)を備える、ステップと、

前記コンピューティングデバイス上で実行される第1アプリケーションから前記インターフェイス又はAPIを介して、前記ファイルに関連する同期ロック要求を受け取るステップと、

前記同期ロック要求に応答して、前記同期フレームワークによる前記ファイルの前記第

10

20

1 及び第 2 インスタンス間の同期を一時的に放棄することを含む同期ロックを提供するステップであって、前記同期ロック要求が行われている間に前記ファイルの前記第 1 及び第 2 インスタンスの更新が許容され続ける、ステップと、
を含む、方法。

【請求項 2】

前記第 1 アプリケーションによって前記ファイルの前記第 1 及び第 2 インスタンスを同期させるステップを更に含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記第 1 アプリケーションによって同期ロック解除を発行するステップを更に含む、請求項 2 に記載の方法。 10

【請求項 4】

前記同期フレームワークによる前記ファイルの前記第 1 及び第 2 インスタンス間の同期の維持を再開することによって、前記同期ロック解除に応答するステップを更に含む、請求項 3 に記載の方法。

【請求項 5】

前記同期の維持を再開することは、前記第 1 アプリケーションによって前記同期フレームワークに登録されたマージハンドラーを前記同期フレームワークによって呼び出すことを含む、請求項 4 に記載の方法。 20

【請求項 6】

前記マージハンドラーが前記ファイルの前記第 1 インスタンスと前記第 2 インスタンスをマージすることができない場合に前記ファイルのバージョンを保存するステップを更に含む、請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

コンピューティングデバイスであって、

ファイルを格納し、前記ファイルのクラウドバージョンを管理するように構成されたストレージデバイスと、

プロセッサーと、

同期エンジンと、

を備え、

前記同期エンジンは、前記ファイルを前記ファイルのそれぞれのクラウドバージョンと同期させるように構成され、その結果、前記ファイルの前記それぞれのクラウドバージョンへの変化が前記ファイルに同期すると共に、前記ファイルへの変化が前記ファイルの前記それぞれのクラウドバージョンに同期し。 30

前記同期エンジンは、クラウド上で実行され前記ファイルの前記クラウドバージョンを管理するストレージサービスの同期エンジンとネットワークを介して更新を交換するように構成され、

前記同期エンジンは、前記ファイルのうちの第 1 ファイルを同期ロックする要求を前記コンピューティングデバイス上で実行されるアプリケーションから受け取るように構成され、前記第 1 ファイルの同期ロックが行われている間に前記第 1 ファイルとそのクラウドバージョンの更新が許容され続け。 40

前記同期エンジンは、更に、前記要求のそれぞれに対して前記第 1 ファイルについての自動的な同期を停止し、前記アプリケーションが前記同期ロックの対応する解除を開始すると前記ファイルについての前記自動的な同期を再開することによって応答するように構成される、

コンピューティングデバイス。

【請求項 8】

前記アプリケーションは、ファイルシステムを通じて前記ファイルを変更する、請求項 7 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 9】

前記ストレージサービスは、前記コンピューティングデバイスに関連付けられたユーザ 50

—認証情報と共に前記コンピューティングデバイスにリンクされる、請求項 8 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 10】

前記ユーザー認証情報にもリンクされた別のコンピューティングデバイスが、前記第 1 ファイルを更新し、前記第 1 ファイルの前記クラウドバージョンを格納する前記ストレージサービスが、前記別のコンピューティングデバイスによってなされた前記第 1 ファイルの前記クラウドバージョンに対する更新を前記コンピューティングデバイスにおける前記第 1 ファイルへ同期させる、請求項 9 に記載のコンピューティングデバイス。

【発明の詳細な説明】

【背景技術】

10

【0001】

[01] ネットワークやクラウドコンピューティングの分野では、クラウドに接続しているクライアントコンピューターによる使用のためのクラウドストレージを提供するサービスが、開発されてきている。クラウドストレージは多くの方法で実装されているが、最近では、クラウドストレージは、クライアントコンピューターのファイルシステム（及びオペレーティングシステム）と密接に統合されてきている。ユーザーの観点からは、クラウドと、クラウドに接続しているユーザーのクライアントコンピューティングデバイスにおいて普遍的な、又は浮動的な存在を有するように見えるクラウドファイルを提供することが、望ましくなってきている。目的は、クラウドに格納されているファイルが、おそらくはクラウド内のソフトウェアだけでなく、クラウドに接続しているユーザーのデバイスによっても読み書きされることである。実際のところ、（ユーザーの観点から）単一のファイルエンティティが、並列で更新が行われている複数のコピー又はバージョンをクラウド上、及びクライアントコンピューター上に有するかもしれない。ファイルに対する整合性を維持するために、即ちファイルのコンテンツをクラウド及びクラウドに接続しているユーザーデバイスにわたって一致させ続けるために、ファイル同期システム、あるいは同期エンジンが利用されることができる。

20

【0002】

[02] 円滑なユーザー体験とトランスペアレントな整合性を提供するために、このクラウドベースのファイルの同期は、好ましくはファイルシステム及び／又はオペレーティングシステムのレベルで実施される。これにより、同一の論理ファイルであると想定されるインスタンス間の同期を維持するために通常必要とされる準備作業が覆い隠される。このシステム管理型の同期はまた、プログラマーを彼ら独自のカスタム同期ソフトウェアをコーディングしなければならない負担から解放する。

30

【0003】

[03] それにもかかわらず、同期エンジンとクライアントオペレーティングシステムの外部のアプリケーション又は他のソフトウェアが、カスタム同期を実施し、あるいはまた、ファイルのクラウド及びクライアントベースのインスタンスを管理し、調和させる必要がある時があるかもしれない。例えば、ワードプロセッサーの共同同時編集は、システム供与の同期エンジンが対処することが不可能な同期問題を伴うかもしれない。加えて、オペレーティングシステムレベル又はファイルシステムレベルの同期エンジンは、同期関連の責務を任意のアプリケーションと共有することが可能ではなかった。もしアプリケーションが、同期エンジンと競合又は干渉するかもしれない方法でクラウド共有ファイルを使用する必要があるのであれば、唯一の選択肢は、そのアプリケーションが同期エンジンからファイルに対する全面的な責務を引き受けることであろう。

40

【0004】

[04] 以下に論じられるのは、数ある中でも、同期エンジンがファイルの同期を一時的に放棄し、アプリケーションによって提供される同期関連機能を利用できるようにするための手法である。

【発明の概要】

【0005】

50

[05] 次に述べる概要は、以下の詳細な説明において論じられるいくつかの概念を紹介するためにのみ含まれている。この概要は包括的ではなく、末尾に提示されるクレームによって定められる請求主題の範囲を描写するようには意図されていない。

【0006】

[06] 本明細書で説明される実施態様は、アプリケーションがシステムレベルの同期フレームワークと連携できるようにすることを含むことができる。同期フレームワークは、ユーザーデバイスとクラウドストレージサービスとの間におけるファイルのシステム同期を提供することができる。ユーザーコンピューティングデバイス上の任意のアプリケーションは、同期フレームワークと通信して、同期フレームワークによって指定されたファイルの同期を一時的に中断することが可能である。アプリケーションは、同期を中断することに関連して同期フレームワークが呼び出すことが可能な機能を、同期フレームワークに登録して、ファイルに対するシステムレベルのアクセスを任意のアプリケーションに引き続き提供し、同期を再開することが可能である。10

【0007】

[07] 付随する特徴の多くは、添付の図面と関連して考慮される下記の詳細な説明を参照して以下に説明される。

【図面の簡単な説明】

【0008】

[08] 本説明は、添付の図面に照らして読まれる下記の詳細な説明から、より一層理解されるだろう。図面では、添付の記載における同様の部分を指定するために同様の符号が用いられる。20

【0009】

【図1】[09] 図1は、クラウドにおいて横断的に格納されているファイルを共有するユーザーのコンピューティングデバイスを示す。

【図2】[010] 図2は、ファイル同期処理が問題となり得る例示的なシナリオを示す。

【図3】[011] 図3は、ファイル操作活動を適切にコーディングされたソフトウェアと調和させるための拡張アプリケーションプログラミングインターフェイス（API）を備えた同期エンジンを示す。

【図4】[012] 図4は、処理を示す。

【図5】[013] 図5は、別の処理を示す。30

【図6】[014] 図6は、実施態様が具現化ができる例示的なコンピューティングデバイスを示す。

【発明を実施するための形態】

【0010】

[015] 以下に論じられる実施態様は、アプリケーションがファイルから同期エンジンを一時的に締め出す、即ち同期エンジンの同期監視からファイルを遮断することを可能にする拡張可能性を、同期エンジンに提供することに関する。実施態様はまた、例えば同期処理の問題を解決し、又は同期されていないファイルからデータを提供するのを手助けするために同期エンジンが呼び出すことが可能な機能を、アプリケーションが同期エンジンに登録することを可能にすることに関する。40

【0011】

[016] 以下の説明は、複数のデバイスによって共有されるクラウドベースのファイルストレージの概観から始まる。次に、同期フレームワーク、及び同期エンジンとアプリケーション間で起こり得る競合が説明され、その後に、同期エンジンが同期を実施し、また一時的に同期されていないファイルへのアクセスを提供するのを手助けすることができるアプリケーション機能の同期ロック及び同期エンジン使用を可能にする、同期エンジンに組み込まれることが可能な拡張可能性の説明が続く。

【0012】

[017] 図1は、少なくともクラウド106とユーザーコンピューティングデバイス102にわたって格納されているファイル104を共有しているユーザーのコンピューティ50

ングデバイス 100、102 を示す。クラウド 106 は、図 1 には全てが示されていない様々なサービスを有することができる。クラウド 106 は、ユーザー アカウント 又はユーザー認証情報を管理するアカウントサービスを有することができる。アカウントサービスは、各ユーザーに認証情報を提供することができる。ユーザーは、彼又は彼女の認証情報を使用して、クラウド 106 及びクラウド 106 内の様々なサービス、例えば検索エンジン、電子メールサービス、仮想マシン若しくはアプリケーションホスティングサービス、ストレージ若しくはファイルサービス 108、又はその他にアクセスするかもしれない。そのようなクラウドサービスは、コンピューティングデバイス 100 のようなユーザーのコンピューティングデバイス上のウェブブラウザー又は他のクライアントソフトウェアを用いてアクセスされるかもしれない。所与のユーザーは、同一のアカウント又は認証情報を用いて彼らの複数のコンピューティングデバイスをクラウド 106 においてリンクさせるかもしれない。図 1 の例では、ユーザーは、コンピューティングデバイス 100（デバイス 1）とコンピューティングデバイス 102（デバイス 2）の両方をクラウドファイルサービス 108 とリンクさせ、それによりファイル 104 のシームレスな共有を可能にしている。
10

【0013】

[018] いくつかのケースでは、もしユーザーの認証情報によってクラウド 106 から承認が得られれば、クライアントソフトウェアはクラウドサービスにトランスペアレントにアクセスするかもしれない。例えば、ユーザー コンピューティングデバイス 100 は、オペレーティングシステム 112 によって管理されるローカルファイルシステム 110 を探索するための、ファイルエクスプローラー、システムブラウザー、又は他のユーザーインターフェイスを有するかもしれない。そのようなクライアントサイドのソフトウェアはまた、ファイルサービス 108 と接続し、あたかもローカルファイルシステム 110 の一部分であるかのように、ファイルサービス 108 上のファイルの探索を可能にするかもしれない。クライアントサイドのソフトウェアはまた、ユーザー コンピューティングデバイス 100、102 上又は他のどこかで実行している任意のアプリケーションであることも可能である。
20

【0014】

[019] いくつかのクラウドサービスは、ファイル又はファイルストアが複数のユーザー デバイス及びクラウド 106 上に同時に格納されアクセスされることを可能にする。例えば、図 1 を参照すると、ファイル 104（「ファイル 1」）などのファイルは、ユーザー コンピューティングデバイス 100 のファイルシステム 110 にローカルに格納されることがある。ファイル 104 はまた、クラウドのファイルサービス 108 に格納されることもあるかもしれない。またファイルサービス 108 におけるファイル 104 のコピーは、ファイルサービス 108 によって、ユーザー コンピューティングデバイス 102 のようなユーザーの他のデバイス上の他のアプリケーションへ提供されることもあるかもしれない。複数のエンティティがファイル 104 にアクセスし潜在的に書き込みをするので、同期フレームワークが、ファイル 104 のインスタンス又はコピーを同期させるために利用される。
30

【0015】

[020] 同期フレームワークは、ユーザー コンピューティングデバイス 100 上の同期エンジン 114 と（ファイルサービス 108 の背後に存在するかもしれない）クラウド 106 上の同期エンジン 116 のような、連携する同期エンジンを含むことができる。各同期エンジンは、対応するファイル 104 のローカルコピーをファイル 104 のもう一方のコピーと同期状態に保つためのローカルステップを実施する（ファイル 104 は任意のファイルを表すことに留意されたい）。概して、このことは、同期エンジンがファイル 104 のローカルバージョンへのローカルな更新を受け取る又は検出して、それらの更新を別の同期エンジンへ伝達し、それに応じて別の同期エンジンが、ファイル 104 のコピーが同期状態となるようにファイル 104 のローカルコピーを更新することを含む。
40

【0016】

10

20

30

40

50

[021] 一実施態様では、ファイルサービス 108 は中央ストレージ及びコーディネーターとして動作することができ、その結果ユーザーのデバイスは互いに直接的には同期しないかもしれない。例えば、ユーザーコンピューティングデバイス 102 は、同期更新情報をクラウド 106 と交換し、同様にユーザーコンピューティングデバイス 100 は、更新情報をクラウド 106 と交換するかもしれない。しかしながら、コンピューティングデバイス 100 とコンピューティングデバイス 102 は、ファイルサービス 108 における仲介の同期エンジン 116 を通じて間接的に互いに同期し、実際には同期エンジン 116 が、一方のユーザーデバイスの更新情報を他方へ伝達する。同期エンジンの具体的なアルゴリズムは、それがクラウド 106 にあるのか又はユーザーデバイスにあるのかによって様々であり得る。

10

【0017】

[022] 上述された基本的な同期のロジックに加えて、同期エンジン 114、116 はまた、クラウド 106 とユーザーデバイス 100 とのネットワーク接続の断続的な喪失に対処するためのロジックも有することができるであろう。例えば、ユーザーデバイス 100 とクラウド 106 との間ににおいて接続が利用不可能な場合、ユーザーデバイス 100 上のアプリ 1 118 は、編集又は更新をローカルファイル 104 に書き込むかもしれない。切断中の更新は、接続が再び確立されるまで両方のロケーションに蓄積されなければならない。接続が再び確立されると、同期エンジン 114、116 は連携して、蓄積された更新を整合させようと試みることができる（クラウド 106 にあるファイル 104 のコピーは、おそらくは依然としてクラウド 106 に接続されているユーザーデバイス 102 から、更新を受け取っていることもあるかもしれない）。ファイル 104 のインスタンスが整合できない場合、ローカルバージョン 120 及びサブバージョン（subversion）までもが作成され、保存されるかもしれない。同期フレームワークによって整合されない異なるバージョン 120 は、最終的にはユーザーの介入を必要とするかもしれない。

20

【0018】

[023] 図 2 は、ファイル同期処理が問題となり得る例示的なシナリオを示す。この例では、（任意のアプリケーションを代表している）アプリ 1 118 は、ユーザーコンピューティングデバイス 100 上のファイル 104 のローカルインスタンスへのアクセスのみならず、クラウド 106 にあるコピー又はインスタンスへのアクセスを、おそらくは、オペレーティングシステム 112 からユニフォームリソースロケーター（URL）又はクラウドベースファイル 104 に対する他のネットワークファイルハンドルを取得した後に、有するものと想定される。初めに同期エンジン 114 が、上で論じられたように、ファイル 104 をクラウド 106 と同期処理している。その期間中に、アプリ 1 118 が、ファイル 104 のローカルコピーとクラウドファイルサービス 108 におけるコピーの両方にアクセスし書き込むことを開始する。そのようなファイル 104 の並列使用は、最終的に競合又は干渉を引き起こし、潜在的にはファイル 104 を破損し又は同期フレームワーク若しくはアプリ 1 118 の動作を妨害することがある。

30

【0019】

[024] 図 3 は、ファイル操作活動をユーザーデバイス 100 上で走っている（アプリ 1 118 によって代表される）適切にコーディングされたソフトウェアと調和させるための拡張アプリケーションプログラミングインターフェイス（API）130 を備えた同期エンジン 114 を示す。API は、同期エンジン 114 がどのようにしてコール／応答 132 若しくはメッセージをアプリケーションと通信又は交換することができるかの一例にすぎない。ソフトウェアのインターフェイス及び契約などの他のプログラミング手法が用いられてよい。加えて、同期エンジン 114 との通信が論じられたが、API 130 は、同期フレームワーク全体のうちの一部分として現れてもよい。

40

【0020】

[025] API 130 は、アプリ 1 118 などの任意のアプリケーションによって呼び出し可能な様々なコール、メソッド等を含むことができる。そのような 1 つのコールは、同期ロックコールであってよく、同期ロックコールはまた、ファイル 104 などのファ

50

イルを指定し、又は対象とすることが可能である。コールが、例えばアプリ1 118によってファイル104に対して呼び出されると、同期エンジン114は、ファイル104をクラウド106と同期するのを停止するように進行する。このことは、未処理の更新をファイル104に適用するステップ、クラウド106における同期エンジン116と通信して、同期フレームワークがおそらく一時的にファイル104に対する同期の責務を放棄していることを示すステップなどの、様々な予備的措置を伴うことができる。同期エンジン116はこれを受け、更新を適用することができ、又は、ビットをディスクに書き出すようクラウドファイルサービス108に命令するといったような他のタスクを実施することができる。同期エンジン114は、自身の状態に従って同期ロックコールに応答することができる。例えば、もしローカルファイル104が、おそらくはクラウド106とのネットワーク接続の喪失のために整合されることが不可能であるならば、同期エンジン114は、それに応じてアプリ1 118に応答することができるであろう。もしローカルファイル104の分岐（新たなサブバージョン）が実施されるならば、アプリ1 118は通知されることもできるであろう。一実施態様では、アプリ1 118はまず、ローカルファイル104及び／又はファイル104のクラウドベースのインスタンスを読み取り専用モードで開き、同期ロックコールが正常に返ってくると、アプリ1 118は次に、ファイル104を書き込みモードで開く。同期ロックは、少なくともローカルユーザーデバイスにおいて実行されるが、例えばファイルの名前変更及び移動動作の取り扱いを改善するために、オプションとして他のユーザーデバイスに拡張されることが可能である、ということに留意されたい。

10

20

【0021】

[026] 一実施態様では、アプリ1 118は、データプロバイダー136をおそらく有する基礎的なファイルストリーミングサーバーとして動作するようにコーディングされることができる（マージハンドラー134とデータプロバイダー136の両方が、アプリ1 118によってAPI130を介して登録されることが可能である）。オペレーティングシステム112は、実際のファイルの代わりにプレースホルダーが用いられるようにするファイルプレースホルダーシステムを提供することが可能である。アプリケーションにとって、プレースホルダーファイルは、オープン可能／クローズ可能等のファイルプロパティを持った通常のファイルのように見えるが、そのファイルのデータ（コンテンツ）は、ファイルシステム110以外のソースに由来する。換言すれば、プレースホルダーファイルは、ファイルとして提示されるオペレーティングシステムのオブジェクトであるが、内部的には、当該ファイル内に存在するように見えるデータは、ファイルストレージ装置以外のソース、例えば、データをオペレーティングシステムへストリーミングすることが可能な機能又はクライアントを備えたアプリケーションに由来する。この例では、アプリ1 118のデータプロバイダー136が、ファイル104についての自身のコンテンツ（即ち、同期ロックが呼び出された後にデータプロバイダー136がファイル104に対して行ったものは何でも）をオペレーティングシステムへストリーミングし、ストリーミングされたコンテンツが、ファイル／オペレーティングシステムを介して、ファイル104をファイルシステムを通じて読み出す任意のものへ提供される。プレースホルダー／ストリーミング機能は同期ロックには必要とされないことに留意されたい。

30

40

【0022】

[027] 同期ロックがアプリ1 118によって行われる間、同期フレームワークはユーザーデバイス又はクラウド106においてファイル104を同期させない。したがって、アプリ1 118は自由に自らの同期ロジックを実現することができ、あるいはまた、同期フレームワークとの干渉を懸念することなくローカルインスタンス及び／又はクラウドインスタンスの両方へ書き込むことができる。例えば、アプリ1 118は、おそらくは自らのマージハンドラー134又は整合ロジックを用いて、ファイル104のクラウドコピーとローカルコピーが同一であるか否かをシステムから問い合わせができるであろう。以下で更に論じられるように、アプリ1 118のマージハンドラー134は、インターフェイス又は契約を介して同期エンジン114へ提示されることができ、アプリ

50

ケーション提供型マージを実施するために同期エンジン 114 によって呼び出されることが可能である。即ち、同期フレームワークは、外部の同期機能を用いて拡張されることが可能である。

【0023】

[028] やがて、アプリ 1 118 は同期ロックを解除する。これは、当該アプリケーションによってその内部ロジック（例えば、アプリ 1 のユーザーがファイル 104 を明示的に閉じる）を通じて明示的に引き起こさることができる。あるいは、同期ロックの解除は、アプリ 1 118 が閉じられる、又はアプリ 1 118 がフォーカスから外れる、ユーザーによって切り換えられて見えなくなる（ユーザーが別のアプリケーションへ切り換える）、システムのサスペンドが生じる等のようなイベントに応答して自動的に引き起こされることが可能である。
10

【0024】

[029] 同期ロックが解除されると、同期エンジン 114 はファイル 104 の同期管理を再開する。もし上述されたようにプレースホルダーモードが使用中であるなら、これは未処理のプレースホルダーを解決するためのロジックを実行するステップを伴うことができるであろう。加えて、同期エンジン 114 はファイル 104 を同期させようと試みることができ、ファイル 104 はそれに応じて、ファイル 104 の水和（hydration）を引き起こすことができるであろう。同期エンジン 114 はデータプロバイダー 136 又はマージハンドラー 134 にコンタクトすることができ、アプリ 1 118 がデータプロバイダー 136 を用いてファイルを水和させる（hydrate）ように有効化される。それに引き続
20
いて、同期エンジン 114 は、クラウド 106 へのファイル 104 のアップロードが未処理であるかどうかを調べることができるであろう。もし未処理でないなら、同期フレームワークは、ファイル 104 に関して定常状態にある。たとえ未処理のローカル更新が何もないとしても、同期フレームワークは、もしクラウドバージョンが変化したなら、いくつかのより最近の更新をクラウドからダウンロードする理由を有することができる。そのようなケース（未処理のローカル変更が何もないが、より最近のクラウドバージョンがある）では、クラウドバージョンがローカルファイルに置き換わる（競合なし）。しかしながら、もしアップロードが未処理であるなら、クラウドバージョンがダウンロードされる
30
ことができる（同期エンジンはクラウド変更を検出するためにクラウドバージョンをダウンロードする必要はなく、クラウド変更は他の利用可能な情報に反映されることが可能である）。もしクラウド変更が検出されなければ、再び同期エンジン 114 は定常同期状態にある。そうでなければ、アプリ 1 118 の登録されたマージハンドラー 134 が同期エンジン 114 によって呼び出される。もしそれが失敗したら、ファイル 104 を分岐させる（バージョンを作成する）ステップ、又はユーザーが不整合をどのように解決するか選択するのを可能にするユーザーインターフェイスを表示するステップなどの、何らかの障害対処手順が引き起こされる。

【0025】

[030] 引き続き図 4、5 と図 3 に示された時系列とを参照すると、まず、ステップ 1 60 において、同期エンジン 114 は、ファイル 104 に対する同期を管理している。ファイルシステムとクラウドをそれぞれ介した任意のアプリケーションによるローカル及びクラウドインスタンスへの書き込みは、アプリケーションに対してトランスペアレントに同期される。ステップ 1 62 において、アプリ 1 118 などの任意のアプリケーションが、ファイル 104 に対する独自の同期管理の実行を要求することができる。ステップ 1 64（第 1 時点 138）において、このアプリケーションは、同期ロック要求を同期エンジン 114 へ発行し、オプションとして、（同期エンジン 114 との交換を通じて）マージハンドラー 134 及び / 又はデータプロバイダー 136 を登録する。ステップ 1 66 において、同期エンジンは、クラウドとのファイルの同期を放棄することによって同期ロック要求を許可する。
40

【0026】

[031] ステップ 1 68 において、アプリ 1 118 は、ファイルの制御権を有し、フ
50

ファイル 104 のローカル及び / 又はクラウドインスタンスへ書き込みをし、おそらくはカスタムの同期のために更新をする。第 2 時点 140 より前に、第 2 アプリケーション（アプリ 2）がファイルシステムを介してファイル 104 を要求するかもしれない。その場合、オペレーティングシステムが、データプロバイダー 136 からのコンテンツを備えたプレースホルダーファイルを供給する。第 2 時点においてステップ 170 が行われ、アプリ 1 118 はファイルを使い終わり、そしてステップ 172 において、同期アンロックコールを同期エンジン 114 へ発行する。ステップ 174 において、同期エンジン 114 は、ファイルをクラウドと同期することを再開する。これは、ファイルを同期させようと試みるステップ 176 と、そしておそらくは、ステップ 178 においてマージハンドラー 134 を呼び出すこととを含むことができるであろう。図 4 及び 5 におけるステップの特定的な順序は必要とされず、いくつかのステップが省略されてもよい。

【0027】

[032] 要約すると、任意のアプリケーションは、例えばシステム若しくは組み込みの同期フレームワークにはあるいは利用可能ではないかもしない同期関連サービス又は拡張を、同期フレームワークに提供することが可能である。アプリケーションがファイルを作業している間にファイル整合性が保証されることが可能であり、アプリケーションと同期フレームワークとの間における挙動の競合が回避されることが可能であり、そして同期ロック中に他のアプリケーションがプレースホルダー（同期フレームワークがファイルのコンテンツへのアクセスを仲介する）を介してトランスペアレントにファイルにアクセスすることが可能である。アプリケーションがファイルの完全な所有権を持ち、カスタムの同期ロジックを適用するのを可能にすることによって、オールオアナッシングの対処法が回避されることができる。アプリケーションは、これらのファイルを識別し取得（同期ロック）するために同期フレームワークと交渉することが可能である。契約、API、アプリケーション実装可能ソフトウェアインターフェイス、又は類似のメカニズムが、組み込みの同期フレームワークに付加されることが可能である。同期フレームワークは、同期のメインエージェントとして動作することが可能であるが、それでもなお、アプリケーションがファイルを操作している際には、当該アプリケーションによってこの任務から一時的に解放されることが可能である。アプリケーションは、所与のファイルに対してスマートなマージ（smart merge）を実施することが可能であることを示すことができる。同期フレームワークが同期の競合を検出すると、同期フレームワークはその結果、競合の解決を当該アプリケーションに委任することが可能であることを知ることができる。

【0028】

[033] 図 6 は、上述された実施態様が具現化ができるコンピューティングデバイス 100 の一例を示す。コンピューティングデバイス 100 は、ストレージデバイス 262 及びプロセッサー 264 のみならず、1 又は複数のディスプレイ 266 を有することができる。これらの要素は、コンピューティングの分野においてよく理解されている方法で連携することができる。加えて、入力デバイス 268 が、コンピューティングデバイス 100 に統合され、あるいはコンピューティングデバイス 100 と通信可能な状態で統合されることができる。ディスプレイ 266 は、コンピューティングデバイスによって出力された信号を表示するのに使用される様々なデバイスであってよく、例えば、固体面ディスプレイ（solid-surface display）、プロジェクター、タッチ感応表面などを含む。コンピューティングデバイス 100 は、任意のフォームファクターを有することができ、又は別のデバイスに組み込まれることができる。例えば、タッチ感応式コントロールパネルが、電気製品、ロボット、及び他の機械を制御するためにしばしば用いられる。コンピューティングデバイス 100 は、スマートフォン、タブレットコンピューター、ゲーミングボックス、ヘッドレスサーバーなどのような、携帯型デバイスの形であってもよい。

【0029】

[034] 上で論じられた実施態様及び特徴は、揮発性若しくは不揮発性のコンピューター可読又はデバイス可読デバイスに格納された情報の形態で実現されることが可能である。これは、光学ストレージ（例えばコンパクトディスク読み出し専用メモリ（CD-ROM）

10

20

30

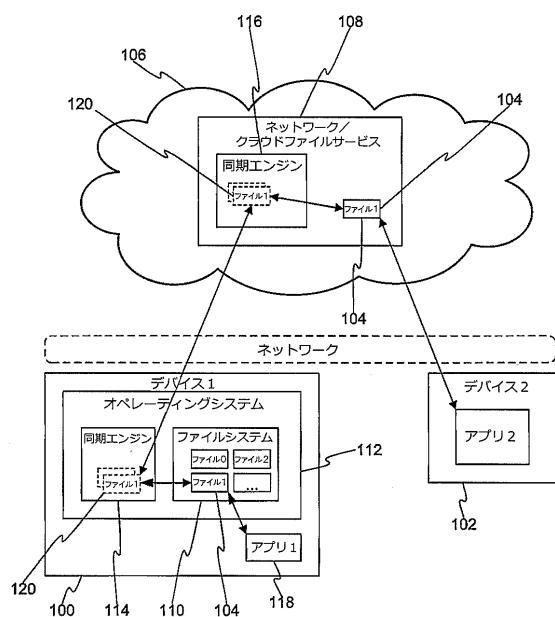
40

50

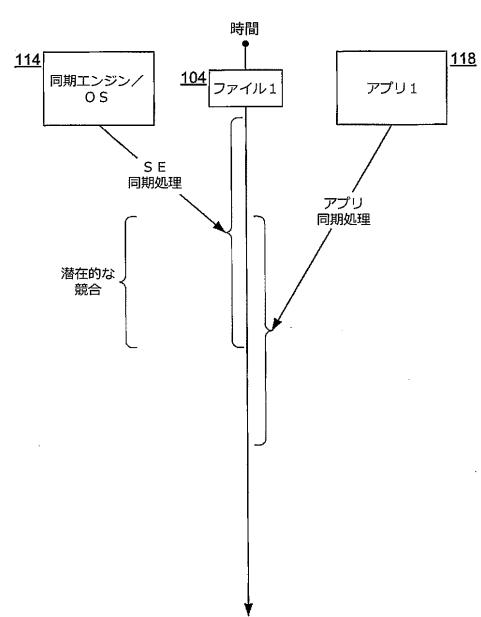
M))、磁気メディア、フラッシュ読み出し専用メモリ(ROM)、又はデジタル情報を物理的物体に格納するための任意の他のデバイスなどのデバイスを少なくとも含むとみなされる。格納された情報は、機械実行可能命令(例えばコンパイルされた実行可能なバイナリコード)、ソースコード、バイトコード、又は、上で論じられた様々な実施態様を実施するようにコンピューティングデバイスを作動させる若しくは構成するのに用いられることが可能な任意の他の情報の形態であってよい。これもまた、少なくとも、実施態様を実現するプログラムの実行中に中央処理装置(CPU)命令のような情報を記憶するランダムアクセスメモリ(RAM)及び/又は仮想メモリなどの揮発性メモリと、プログラム若しくは実行可能ファイルがロードされ実行されることを可能にする情報を記憶する不揮発性媒体を含むとみなされる。本実施態様及び特徴は、ポータブルデバイス、ワクステーション、サーバー、モバイルワイヤレスデバイス等を含む任意のタイプのコンピューティングデバイス上で実施されることが可能である。

10

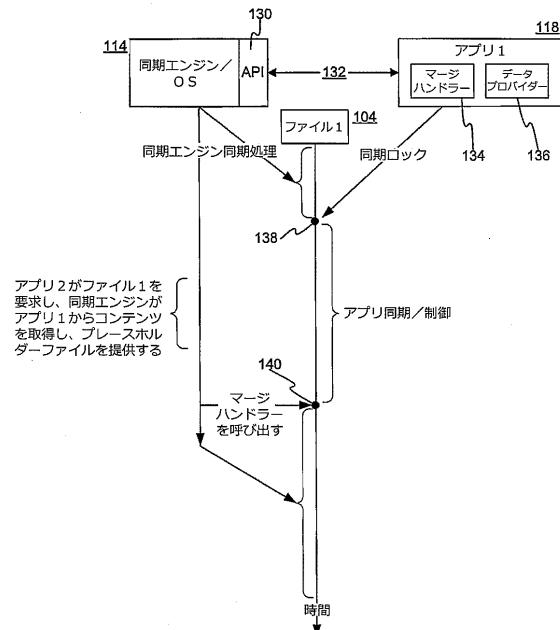
【図1】



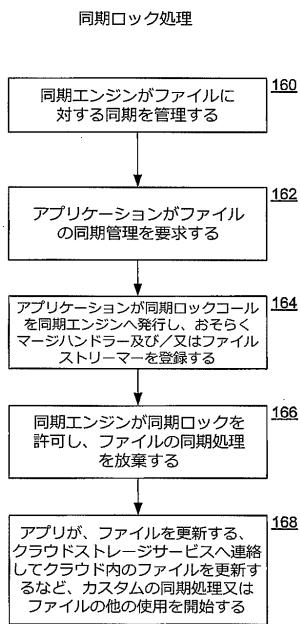
【図2】



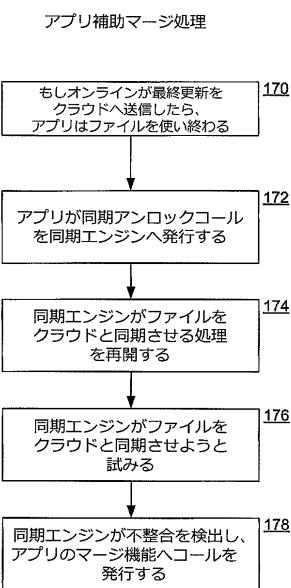
【図3】



【図4】



【図5】



【図6】

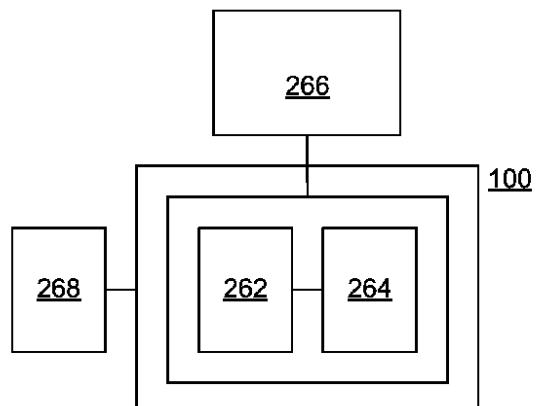


FIG. 6

フロントページの続き

(74)代理人 100138759
弁理士 大房 直樹

(72)発明者 ウォティエ , マルク
アメリカ合衆国ワシントン州 98052 - 6399 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 フィオルダリス , ダニエル
アメリカ合衆国ワシントン州 98052 - 6399 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 ボーズ , ミコ・アルナブ・エス
アメリカ合衆国ワシントン州 98052 - 6399 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 フーガーワーフ , スコット
アメリカ合衆国ワシントン州 98052 - 6399 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 シェケル , オデッド
アメリカ合衆国ワシントン州 98052 - 6399 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 クラーク , サイモン
アメリカ合衆国ワシントン州 98052 - 6399 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 グザク , ク里斯
アメリカ合衆国ワシントン州 98052 - 6399 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 バラスプラマニアン , バラジ
アメリカ合衆国ワシントン州 98052 - 6399 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 ノヴァック , マイケル
アメリカ合衆国ワシントン州 98052 - 6399 , レッドモンド , ワン・マイクロソフト・ウェイ , マイクロソフト コーポレーション , エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

審査官 甲斐 哲雄

(56)参考文献 特表2012-520504(JP,A)
米国特許出願公開第2011/0137879(US,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 F 12 / 00
G 06 F 17 / 30